

上場申請のための有価証券報告書
(の部)

上場申請会社

株式会社 松坂屋ホールディングス

提出会社

株式会社 松坂屋

【表紙】

【提出書類】 上場申請のための有価証券報告書（ の部）

上場申請会社である株式会社松坂屋ホールディングスは、株式移転により平成18年9月1日に設立される予定であります。

- （注1）本報告書提出日の平成18年7月14日現在においては、株式会社松坂屋ホールディングスは設立されておきませんが、本報告書は設立日の平成18年9月1日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要ある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。
- （注2）本報告書の提出会社であります株式会社松坂屋についての有価証券報告書等の開示書類は、EDINET「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」をご参照ください。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 畔柳 昇殿
【提出日】 平成18年7月14日
【会社名】 株式会社 松坂屋ホールディングス
【英訳名】 Matsuzakaya Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 茶 村 俊 一
【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄三丁目16番1号
【電話番号】 052(251)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】 執行役員 財務室長 林 俊 保
【最寄りの連絡場所】 同上
【電話番号】 同上
【事務連絡者氏名】 同上

（上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社 松 坂 屋
【英訳名】 Matsuzakaya Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 茶 村 俊 一
【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄三丁目16番1号
【電話番号】 052(251)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】 執行役員 業務統括本部 財務経理部長 林 俊 保
【最寄りの連絡場所】 東京都台東区上野三丁目29番5号
【電話番号】 03(3832)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】 業務統括本部 財務経理部
企画スタッフ部長（東京駐在） 上 田 裕 史

目 次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	3
4 関係会社の状況	5
5 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1 業績等の概要	7
2 生産、受注及び販売の状況	7
3 対処すべき課題	7
4 事業等のリスク	7
5 経営上の重要な契約等	8
6 研究開発活動	8
7 財政状態及び経営成績の分析	8
第3 設備の状況	9
1 設備投資等の概要	9
2 主要な設備の状況	10
3 設備の新設、除却等の計画	11
第4 上場申請会社の状況	12
1 株式等の状況	12
2 自己株式の取得等の状況	20
3 配当政策	21
4 株価の推移	21
5 役員の状況	22
6 コーポレート・ガバナンスの状況	25
第5 経理の状況	27
第6 上場申請会社の株式事務の概要	28
第7 上場申請会社の参考情報	30
第二部 上場申請会社の保証会社等の情報	30
第三部 特別情報	30

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

上場申請会社は、平成18年9月1日の設立を予定しているため決算期を迎えておらず、「主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。

なお、完全子会社となる株式会社松坂屋の最近の終了事業年度までの「主要な経営指標等の推移」は以下のとおりであります。

(1) 株式会社松坂屋の最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第157期	第158期	第159期	第160期	第161期
決算年月	平成14年2月	平成15年2月	平成16年2月	平成17年2月	平成18年2月
売上高 (百万円)	403,795	384,063	375,280	345,762	343,936
経常利益 (百万円)	2,631	2,542	2,345	4,678	7,660
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	11,740	4,933	8,462	2,506	5,519
純資産額 (百万円)	62,618	66,302	57,249	60,182	70,446
総資産額 (百万円)	241,045	230,491	224,549	209,813	217,642
1株当たり純資産額 (円)	366.52	394.11	341.62	353.41	413.74
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	68.71	29.14	50.38	14.82	32.21
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		28.02			
自己資本比率 (%)	26.0	28.8	25.5	28.7	32.4
自己資本利益率 (%)	17.13	7.65	13.70	4.27	8.45
株価収益率 (倍)		10.12		36.03	29.09
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,209	8,380	8,097	2,426	10,566
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	764	3,148	3,839	4,802	3,395
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,217	12,515	6,129	15	8,081
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	21,208	13,925	19,736	12,493	11,583
従業員数 (外 平均臨時雇用者数) (名)	5,653 (2,942)	5,300 (3,103)	4,949 (3,028)	4,171 (3,419)	4,004 (3,296)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第157期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載していない。また、第159期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、株価収益率については1株当たり当期純損失が計上されているため、

それぞれ記載していない。第160期及び第161期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

- 3 第159期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用している。

(2) 株式会社松坂屋の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第157期	第158期	第159期	第160期	第161期
決算年月	平成14年2月	平成15年2月	平成16年2月	平成17年2月	平成18年2月
売上高 (百万円)	341,620	326,335	322,308	302,413	300,109
経常利益 (百万円)	2,069	1,860	1,408	3,996	6,605
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	10,763	4,636	8,415	4,285	4,195
資本金 (百万円)	9,765	9,765	9,765	9,765	9,765
発行済株式総数 (千株)	170,858	170,858	170,858	170,858	170,858
純資産額 (百万円)	59,360	62,614	53,438	58,097	67,133
総資産額 (百万円)	201,800	196,425	200,619	193,130	202,915
1株当たり純資産額 (円)	347.45	372.19	318.89	341.17	394.28
1株当たり配当額 (円)	5.00	5.00	5.00	5.00	7.50
(内1株当たり 中間配当額) (円)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(3.50)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	62.99	27.39	50.10	25.35	24.43
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		26.36			
自己資本比率 (%)	29.4	31.9	26.6	30.1	33.1
自己資本利益率 (%)	16.59	7.60	14.50	7.69	6.70
株価収益率 (倍)		10.77		21.07	38.35
配当性向 (%)		18.15		19.72	30.70
従業員数 (外平均臨時雇用者数) (名)	4,094 (1,698)	3,883 (1,672)	3,665 (1,682)	3,112 (1,663)	2,959 (1,621)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

- 2 第157期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益、株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載していない。また、第159期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失が計上されているため、それぞれ記載していない。第160期及び第161期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

- 3 第159期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用している。

2 【沿革】

平成18年4月13日 株式会社松坂屋取締役会において、株主総会の承認を前提として、平成18年9月1日付で株式移転による完全親会社を設立し、純粋持株会社体制へ移行することを決議

平成18年5月25日 株式会社松坂屋の第161期定時株主総会において、株式移転により完全親会社を設立することを承認、可決

平成18年9月1日（予定） 株式移転により当社を設立
当社の普通株式を、株式会社東京証券取引所（市場第一部）、株式会社名古屋証券取引所（市場第一部）に上場

今後、純粋持株会社体制への移行の第2段階として、株式会社松坂屋の子会社を、当社の子会社として再編する予定である。

3 【事業の内容】

当社の企業集団等は、当社、当社の子会社である株式会社松坂屋並びにその子会社18社及び関連会社3社で構成されており、百貨店業を中心としてスーパーマーケット業、不動産賃貸業などの事業を営んでいる。

当社は純粋持株会社として、当社グループの経営戦略・管理並びにそれらに附帯する業務を行う。

当社グループが営んでいる主な事業内容と、当社グループを構成する各社の当該事業における位置づけは次のとおりである。

（百貨店業）

連結子会社(株)松坂屋とその子会社(株)横浜松坂屋が営んでおり、両社は商品券の相互受入や商品仕入業務等、営業上の提携を行っている。

また、(株)松坂屋の連結子会社である(株)マツザカヤ友の会は、会員組織のサービス業を営んでおり、(株)松坂屋の顧客に対し各種サービスを提供している。

このほか、(株)松坂屋の連結子会社6社及び非連結子会社1社が百貨店に付随する事業を営んでおり、(株)松坂屋の連結子会社の栄印刷(株)は包装紙等の印刷を、松坂サービス(株)は店舗のビルメンテナンス業務等を行い、松栄食品(株)は店舗内での飲食店の営業、(株)東都運搬社は商品の物流管理業務、(株)レックファイナンスは店舗用什器、事務機器等のリース業をそれぞれ営んでいる。

（スーパーマーケット業）

(株)松坂屋の連結子会社の(株)松坂屋ストア、(株)横浜松坂屋ストア及び野沢商事(株)が、名古屋市、東京都、横浜市及びその周辺地域において営んでいる。

（不動産賃貸業）

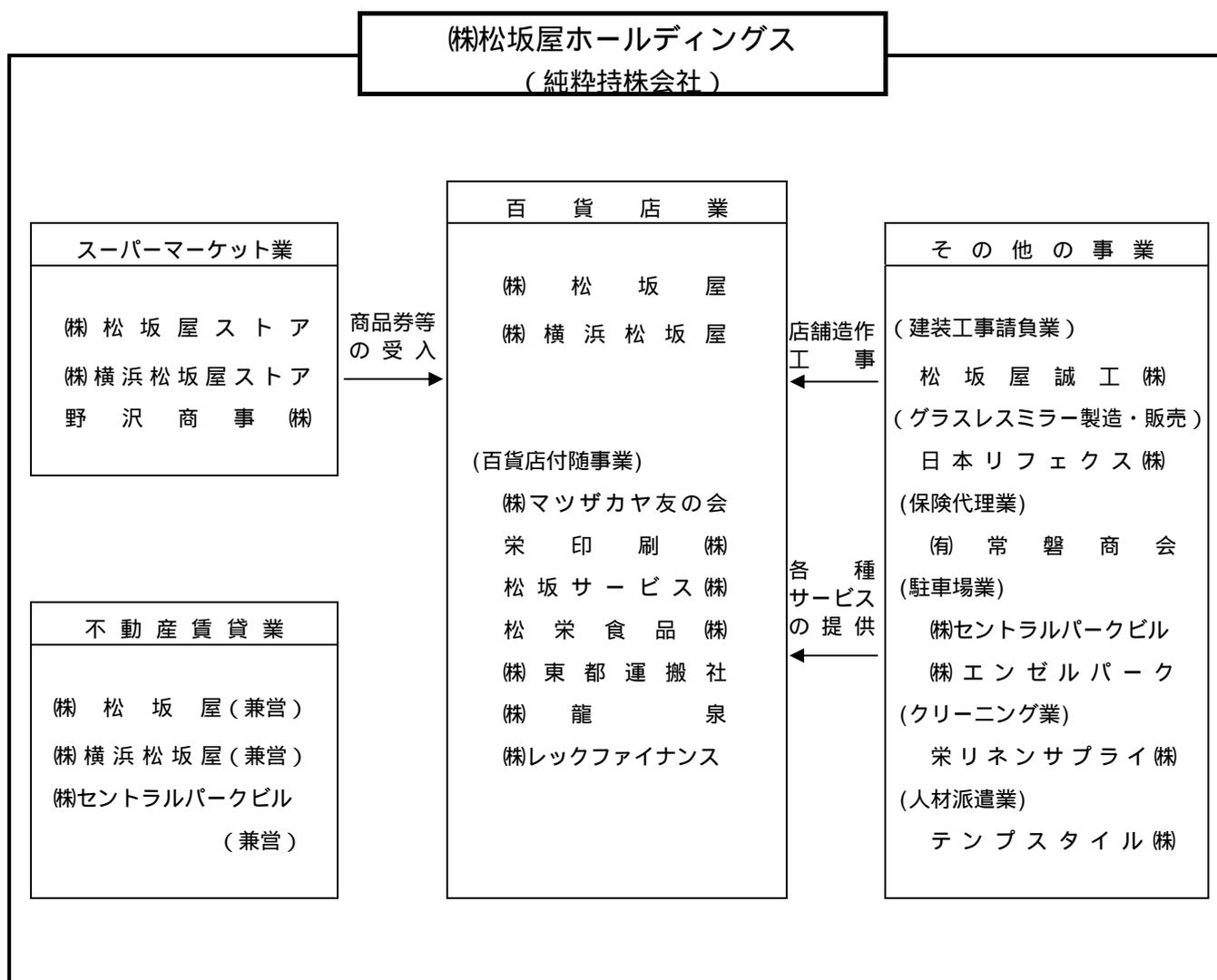
(株)松坂屋、(株)横浜松坂屋及び(株)セントラルパークビルが不動産賃貸業を兼営している。

(その他の事業)

(株)松坂屋の連結子会社 5 社、関連会社 2 社、非連結子会社 1 社及び持分法非適用関連会社 1 社が、
 建築工事請負業、保険代理業等を営んでおり、建築工事請負業を営む連結子会社松坂屋誠工(株)はグル
 ープ各社の店舗造作工事を行っている。

[事業系統図]

当社グループの状況を事業系統図によって示すと、次のとおりである。



(注) 印は、持分法適用関連会社である。

4 【関係会社の状況】

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社松坂屋 (注) 1、2	名古屋市中区	9,765	百貨店業	100.0	役員の兼任 13名
株式会社横浜松坂屋	横浜市中区	100	百貨店業	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
株式会社マツザカヤ友の会	名古屋市中区	50	百貨店業 (会員組織サービス業)	100.0 (100.0)	役員の兼任 2名 (株)松坂屋が同社お買物券の受入を行っている。
栄印刷株式会社	名古屋市港区	100	百貨店業 (印刷業)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
松坂サービス株式会社	名古屋市千種区	100	百貨店業 (ビルメンテナンス・店舗装飾・人材派遣)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名 当社グループの店舗のビルメンテナンス・装飾及び人材派遣を行っている。
松栄食品株式会社	東京都中央区	100	百貨店業 (飲食業、食料品の製造・卸売)	56.4 (56.4)	役員の兼任 1名
株式会社東都運搬社	東京都墨田区	24	百貨店業 (運送業)	66.7 (66.7)	役員の兼任 1名 当社グループの商品の運搬を行っている。
株式会社龍泉	横浜市中区	10	百貨店業 (駐車場管理業、食料品の製造・販売)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
株式会社 レックファイナンス	名古屋市中区	200	百貨店業 (リース業)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名 当社グループへの什器・事務機器等のリースを行っている。
株式会社松坂屋ストア	名古屋市昭和区	100	スーパーマーケット ト業	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
株式会社横浜松坂屋ストア	横浜市神奈川区	80	スーパーマーケット ト業	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
野沢商事株式会社	横浜市磯子区	69	スーパーマーケット ト業	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
松坂屋誠工株式会社	名古屋市中区	100	その他の事業 (建築工事請負業)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名 当社グループの店舗造作工事を行っている。
日本リフェクス株式会社	東京都中央区	76	その他の事業 (ガラスレスミラーの製造・販売)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
有限会社常磐商会	名古屋市中区	3	その他の事業 (保険代理業)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
テンプスタイル株式会社	名古屋市中村区	90	その他の事業 (人材派遣業)	51.0 (51.0)	
株式会社セントラルパーク ビル	愛知県岡崎市	100	その他の事業 (駐車場業・不動産賃貸業)	85.7 (85.7)	役員の兼任 3名
(持分法適用関連会社) 株式会社エンゼルパーク	名古屋市中区	400	その他の事業 (駐車場業)	37.3 (37.3)	役員の兼任 5名
栄リネンサプライ株式会社	愛知県北名古屋市	30	その他の事業 (クリーニング業)	33.3 (33.3)	役員の兼任 3名

- (注) 1 特定子会社に該当する。
 2 有価証券報告書を提出している。
 3 議決権の所有割合の括弧書は間接所有割合で、内書である。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社は、新設会社であるため、当社の完全子会社となる株式会社松坂屋の連結会社の状況を記載している。

平成18年2月28日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	3,581(2,719)
スーパーマーケット業	310(545)
不動産賃貸業	11(13)
その他の事業	102(19)
合計	4,004(3,296)

(注) 従業員数は就業人員数であり、括弧書は臨時従業員数(年間平均人員、1日8時間換算)で、外書である。

(2) 上場申請会社の状況

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
32	-	-	-

(注) 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は未定のため記載していない。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、組合員数 4,565名(平成18年2月28日現在)で組織されている松坂屋グループ労働組合連合会がある。

当社グループの会社と組合の関係は良好である。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

新会社設立のため記載していない。

2 【生産、受注及び販売の状況】

新会社設立のため記載していない。

3 【対処すべき課題】

新会社設立のため記載していない。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりである。また、当社グループとしては必ずしも事業上のリスク要因と考えていない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載している。当社グループは、これらのリスクの存在を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針である。

(1) 需要動向におけるリスク

当社グループの主要なセグメントである、百貨店業及びスーパーマーケット業の需要は、事業展開する国内における気候状況や景気動向・消費動向等の経済情勢、同業・異業種の小売業他社との競争状況等に大きな影響を受ける。従って、これらの要因は、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

(2) 公的規制におけるリスク

当社グループは、事業展開をする国内において、事業・投資の許可のほか、独占禁止、消費者、租税、環境・リサイクル関連の法規制などさまざまな公的規制の適用を受けており、これらの規制を遵守できなかった場合には、当社グループの活動が制限される可能性や、費用の増加につながる可能性がある。従って、これらの規制は、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

(3) 出店に関する規制

店舗の出店については、大規模小売店舗立地法による規制を受けており、売場面積が1,000㎡を超えることとなる新規出店及び増床については、都道府県又は政令指定都市に届出が義務づけられており、届出後、都市計画、交通、地域環境等の観点から地元住民の意見を踏まえ審査が進められる。従って、同法は当社グループの今後の出店計画・店舗運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、銀座店については、店舗と周辺地区を含めた街区の一体開発を視野に入れ、地権者参加の「銀座六丁目地区 街づくり協議会」において合意形成を図りながら、再開発の企画、立案に取り組んでいく。

(4) 自然災害・事故におけるリスク

当社グループのうち、百貨店業及びスーパーマーケット業は店舗による事業展開を行っているため、自然災害・事故等により、営業継続に悪影響をきたす可能性がある。

特に火災については、消防法に基づいた火災発生の防止を徹底して行っており、万一に備えて損害保険契約を締結しているが、店舗において火災が発生した場合には、消防法による規制や被害者に対する損害賠償責任、従業員の罹災による人的資源の喪失、建物等固定資産やたな卸資産への被害等により、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

また当社グループの店舗及び賃貸不動産は、名古屋市、東京都、横浜市、静岡市及びその周辺地区に集中しており、これらの地域において大規模な地震が発生した場合には、人的資源の喪失、建物等固定資産やたな卸資産への被害等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

(5) 商品取引におけるリスク

当社グループでは、百貨店業及びスーパーマーケット業において、消費者向け取引を行っている。これらの事業において欠陥商品や食中毒を引き起こす商品等、瑕疵ある商品を販売した場合には、公的規制を受ける可能性があるとともに、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等による費用が発生する可能性がある。更に消費者からの信用失墜による売上高の減少等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当社グループでは、百貨店業の外商部門や建装工事請負業を中心として、法人向けの取引を行っている。これらの事業は契約先1社あたりの販売額が比較的高額であり、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任により費用が発生した場合や、契約先の倒産により売掛金の回収が不能となった場合には、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

(6) 顧客情報の流出におけるリスク

当社グループでは百貨店業を中心に、顧客の個人情報を大量に保有・処理している。これらの個人情報の管理は社内管理体制を整備して、厳重におこなっているが、犯罪等により外部に漏洩した場合には、顧客個人に支払う損害賠償による費用の発生や、当社グループの社会的信用の失墜による売上高の減少が考えられ、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

5 【経営上の重要な契約等】

新会社設立のため記載していない。

6 【研究開発活動】

新会社設立のため記載していない。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

新会社設立のため記載していない。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 上場申請会社

該当事項はない。

(2) 連結子会社

直近連結会計年度の設備投資については、百貨店業を中心に全体で7,619百万円の設備投資を実施した。

事業の種類別セグメントにおける設備投資額及び主な投資内訳は、次のとおりである。

百貨店業	7,333百万円
スーパーマーケット業	220
不動産賃貸業	56
その他の事業	8
合計	<hr/> 7,619

<百貨店業>

㈱松坂屋において、名古屋店、高槻店などの売場改装工事及び名古屋店、静岡店の耐震改修工事などを中心に6,306百万円を実施したほか、㈱レックファイナンスにおいてリース用資産の取得などで989百万円の設備投資を実施した。

<スーパーマーケット業>

㈱松坂屋ストアにおいて、店舗の売場改装を行って127百万円の設備投資を実施した。

所要資金については、自己資金及び銀行借入金により充当した。

2 【主要な設備の状況】

(1) 上場申請会社

該当事項はない。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱松坂屋	本社及び名古屋店 (名古屋市 中区)	百貨店業	事務所及び 店舗	22,581	14,740 (33)	1,163	38,486	1,329 (638)
	岡崎店 (愛知県岡 崎市)	百貨店業	店舗他	60	0 (0)	17	77	68 (67)
	名古屋駅店 (名古屋市 中村区)	百貨店業	店舗他	31	0 (0)	1	32	130 (87)
	豊田店 (愛知県豊 田市)	百貨店業	店舗	441	0 (0)	38	479	84 (98)
	高槻店 (大阪府高 槻市)	百貨店業	店舗他	2,056	3,055 (5)	107	5,219	181 (146)
	上野店 (東京都台 東区)	百貨店業	店舗他	6,327	2,380 (16)	334	9,042	666 (252)
	本社東京業 務部及び銀 座店 (東京都中 央区)	百貨店業	事務所及び 店舗	4,250	15,139 (5)	531	19,920	239 (130)
	静岡店 (静岡市葵 区)	百貨店業	店舗他	6,980	6,086 (8)	294	13,361	255 (202)
	㈱横浜松坂屋	本店本館他 (横浜市 中区他)	百貨店業	店舗他	254	3,125 (3)	0	3,380
㈱横浜松坂屋	本店西館他 (横浜市 中区)	不動産賃貸業	貸店舗	1,915	2,704 (3)	0	4,619	2 (2)
㈱松坂屋ストア	本店他 (名古屋市 千種区他)	スーパーマ ーケット業	店舗他	895	1,552 (2)	97	2,546	260 (433)
松坂屋誠工㈱	本社他 (名古屋市 中区他)	その他の事業	事務所及び 工場	81	151 (2)	19	253	83 (11)
栄印刷㈱	本社工場他 (名古屋市 港区他)	百貨店業	事務所及び 工場	58	683 (7)	143	884	65 (31)
松栄食品㈱	本社他 (東京都 中央区他)	百貨店業	事務所他	264	539 (1)	17	821	118 (315)

(注) 1 従業員数の括弧書は、臨時従業員数(年間平均人員、1日8時間換算)で、外書である。

2 ㈱松坂屋の名古屋店、上野店及び静岡店には、それぞれ所属のギフトショップ、売店が含まれている。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループは、百貨店業を中心として、収益性の高い事業分野への集中的な経営資源の投入と効率的な活用により、グループ経営の基盤強化と事業の再構築を進める方針であり、設備投資については、店舗増床や売場改装、設備更新などを中長期的な視点で計画的に実施する。

現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、以下のとおりである。

(1) 改修

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメントの名称	設備の 内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
(株)松坂屋名古屋店 他	名古屋市 中区他	百貨店業	売場改装 設備更新 耐震工事	8,400	37	自己資金	平成18年 3月	平成19年 2月	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 除却

該当事項はない。

第4 【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	設立日現在発行数(株) (平成18年9月1日予定)	上場証券取引所名 又は登録証券業協会名	内容
普通株式	170,858,904	東京証券取引所(市場第一部) 名古屋証券取引所(市場第一部)	
計	170,858,904		

(2) 【新株予約権等の状況】

本株式移転により完全子会社となる株式会社松坂屋が発行した新株予約権については、会社法第774条第3項第2号の規定に基づき、完全親会社となる当社が承継する。

株式会社松坂屋が発行した新株予約権は次のとおりである。

平成18年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの(取締役用)	
	平成18年7月14日現在
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	79,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円(1株当たり1円)(注2)
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月15日 至 平成38年7月14日
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はない。

(注) 1 当社が、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、株式併合、または資本の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、下記の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整するものとする。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 1 円に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- 3 (1)新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
 (2)新株予約権者は、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
 (3)新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。
 (4)新株予約権者がその有する募集新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

平成18年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの（監査役用）	
	平成18年7月14日現在
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	16,000株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円（1株当たり1円）（注2）
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月15日 至 平成38年7月14日
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はない。

（注）1 当社が、株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、株式併合、または資本の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、下記の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整するものとする。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 1 円に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- 3 (1)新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
 (2)新株予約権者は、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
 (3)新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。
 (4)新株予約権者がその有する募集新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

平成18年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの（執行役員用）	
	平成18年7月14日現在
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式

株式の数	30,000株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円（1株当たり1円）（注2）
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月15日 至 平成38年7月14日
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はない。

（注）1 当社が、株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、株式併合、または資本の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、下記の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整するものとする。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
(2) 新株予約権者は、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
(3) 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。
(4) 新株予約権者がその有する募集新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

平成18年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの（従業員用）	
	平成18年7月14日現在
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	308,000株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり794,000円（1株当たり794円）（注2）
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月15日 至 平成24年7月14日
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はない。

（注）1 当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の質入その他の処分は認めない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とし、その詳細な譲渡条件についても取締役会の決議によるものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」定めるものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年9月1日 (注)	170,858	170,858	9,765	9,765	57,368	57,368

(注) 当社の資本金及び資本準備金の合計額は、株式移転の日に株式会社松坂屋に存在する純資産額となるが、株式会社松坂屋の同日の決算が確定していないため、平成18年2月28日現在の純資産額をもって記載している。

(4) 【所有者別状況】

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	68	43	367	75	3	26,312	26,868	
所有株式数 (単元)	0	60,628	3,128	14,824	23,163	5	66,183	167,931	2,927,904
所有株式数 の割合(%)	0.0	36.10	1.86	8.83	13.80	0.00	39.41	100.00	

(注) 1 平成18年2月28日現在の株式会社松坂屋の「所有者別状況」に基づき記載している。

2 株式会社松坂屋が所有する自己株式903株は、株式移転の日において当社株式になる。上表には、「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の欄に、それぞれ679単元及び903株記載している。

3 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ108単元及び100株含まれている。

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
第一生命保険相互会社 (常任代理人資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町一丁目13 1 (東京都中央区晴海一丁目8 12)	8,887	5.20
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6 6	5,977	3.49
松和会	名古屋市中区栄三丁目16 1	5,233	3.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7 1	4,466	2.61
松坂屋共友会	名古屋市中区栄三丁目16 1	4,248	2.48
松坂屋従業員持株会	名古屋市中区栄三丁目16 1	4,225	2.47
エイチエスピーシー ファンド サービス ジェイツー (常任代理人香港上海銀行東京 支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋三丁目11 - 1)	4,168	2.43
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (中央三井信託銀行株式会社 退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8 11	4,106	2.40
モルガン・スタンレー・アン ド・カンパニー・インターナシ ョナル・リミテッド (常任代理人モルガン・スタン レー証券会社東京支店)	25 CABOT SQUARE CANARY WHARF LONDON E14 4 QA, UNITED KINGDOM (東京都渋谷区恵比寿四丁目20 - 3)	3,770	2.20
株式会社みずほ銀行 (常任代理人資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町一丁目1 5 (東京都中央区晴海一丁目8 12)	3,681	2.15
計		48,765	28.54

(注) 1 平成18年2月28日現在の株式会社松坂屋の「大株主の状況」に基づき記載している。

2 松和会は、株式会社松坂屋の従業員を対象に福利厚生事業を行う法人格なき社団である。会の運営資金は、基金、所有資産から生ずる収入によりまかなっている。また、松坂屋共友会は、株式会社松坂屋の取引先企業で構成されている持株会である。両者とも会社とは、会の運営並びに資金面等における連けいはない。

3 MAC ASSET MANAGEMENT PTE. LTD. (マック アセット マネジメント ピー-ティー-イー リミテッド) から、平成18年6月16日付で提出された大量保有報告書により、平成18年6月9日現在で 16,909千株を保有している旨の報告を受けているが、株式会社松坂屋として本有価証券報告書提出時点における所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。

なお、MAC ASSET MANAGEMENT PTE. LTD. (マック アセット マネジメント ピー-ティー-イー リミテッド) の大量保有報告書の内容は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
MAC ASSET MANAGEMENT PTE. LTD. (マック アセット マネジメント ピー- ティー-イー リミテッド)	435 Orchard Road #20-05 Wisma Atria Singapore 238877	16,909	9.90

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 679,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 167,252,000	167,252	
単元未満株式	普通株式 2,927,904		1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	170,858,904		
総株主の議決権		167,252	

- (注) 1 平成18年2月28日現在の株式会社松坂屋の「議決権の状況」に基づき記載している。
- 2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ 108,000株及び 100株含まれている。また、「完全議決権株式(その他)」及び「総株主の議決権」の欄の議決権の数には、同機構名義の議決権がそれぞれ 108個含まれている。
- 3 「単元未満株式」の欄の普通株式に含まれている株式会社松坂屋所有の自己株式 903株には、株式移転の日において株式会社松坂屋ホールディングス株式が割当てられ、子会社の保有する親会社株式になる。

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社松坂屋	名古屋市中区栄三丁目 16番1号	679,000		679,000	0.40
計		679,000		679,000	0.40

- (注) 1 平成18年2月28日現在の株式会社松坂屋の「議決権の状況」に基づき記載している。
- 2 株式会社松坂屋所有の自己株式679,000株には、株式移転の日において株式会社松坂屋ホールディングス株式が割当てられ、子会社の保有する親会社株式になる。
- 3 株式会社松坂屋は、平成17年7月21日の取締役会決議において、17,086,000株を上限として自己株式を取得することを決議し、具体的な買付方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議した。取得する期間は平成18年7月24日から平成18年8月31日まで、自己株式の公開買付けの期間は平成18年7月24日から平成18年8月14日までである。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社及び株式会社松坂屋の取締役に対するもの

会社法第236条、第238条、第239条及び第361条第1項第3号の規定に基づき、下表の付与対象者に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成18年5月25日開催の株式会社松坂屋定時株主総会において決議し、その募集事項を平成18年6月26日開催の株式会社松坂屋取締役会において決議したものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成18年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社及び株式会社松坂屋の取締役8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上

当社及び株式会社松坂屋の監査役に対するもの

会社法第236条、第238条、第239条及び第387条第1項の規定に基づき、下表の付与対象者に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成18年5月25日開催の株式会社松坂屋定時株主総会において決議し、その募集事項を平成18年6月26日開催の株式会社松坂屋取締役会において決議したものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成18年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社及び株式会社松坂屋の監査役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上

当社及び株式会社松坂屋の執行役員に対するもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下表の付与対象者に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成18年4月13日開催の株式会社松坂屋取締役会において決議し、その募集事項を平成18年6月26日開催の株式会社松坂屋取締役会において決議したものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成18年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社及び株式会社松坂屋の取締役を兼務しない執行役員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上

当社及び株式会社松坂屋の従業員に対するもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成18年5月25日の株式会社松坂屋第161期定時株主総会終結時に在職中の当社及び株式会社松坂屋の従業員に対して特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを平成18年5月25日の株式会社松坂屋定時株主総会において特別決議し、平成18年6月26日開催の株式会社松坂屋取締役会において募集事項を決議したものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成18年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社及び株式会社松坂屋の従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【前事業年度における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 株式会社松坂屋 普通株式

【株主総会決議による買受けの状況】

該当事項はない。

【取締役会決議による買受けの状況】

該当事項はない。

【取得自己株式の処理状況】

該当事項はない。

【自己株式の保有状況】

平成17年2月28日現在

区分	株式数(株)
保有自己株式数	574,000株

(2) 【当事業年度における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 株式会社松坂屋 普通株式

【株主総会決議による買受けの状況】

該当事項はない。

【取締役会決議による買受けの状況】

該当事項はない。

【取得自己株式の処理状況】

該当事項はない。

【自己株式の保有状況】

平成18年2月28日現在

区分	株式数(株)
保有自己株式数	679,000株

なお、株式会社松坂屋は、平成17年7月21日の取締役会決議において、17,086,000株を上限として自己株式を取得することを決議し、具体的な買付方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議した。取得する期間は平成18年7月24日から平成18年8月31日まで、自己株式の公開買付けの期間は平成18年7月24日から平成18年8月14日までである。

3 【配当政策】

当社グループは、株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつと考えており、安定的な配当水準の維持に加えて、設備投資やキャッシュ・フローの状況を勘案のうえ、配当性向30%程度を目処に業績への連動性を重視した利益配分を行うことを基本方針としている。

内部留保資金については、中長期的な視点に立って、営業力を強化するための店舗改装投資や事業拡大投資、財務体質の強化などに活用し、企業価値の向上を図っていく所存である。

なお、当社は、会社法454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めており、中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株式会社松坂屋の株価推移を記載している。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第157期	第158期	第159期	第160期	第161期
決算年月	平成14年2月	平成15年2月	平成16年2月	平成17年2月	平成18年2月
最高(円)	350	331	432	574	1,205
最低(円)	216	236	277	350	478

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	1,205	1,142	1,010	1,084	1,066	870
最低(円)	960	840	883	958	818	701

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
代表取締役 会 長		岡 田 邦 彦	昭和10年7月11日	昭和33年4月 平成2年9月 平成3年5月 平成5年3月 平成7年3月 平成9年11月 平成11年5月 平成13年5月 平成15年5月 平成16年5月 平成18年5月 平成18年9月	㈱松坂屋入社 ㈱松坂屋本社開発事業部長 ㈱松坂屋取締役本社開発事業部長 ㈱松坂屋取締役本社総合企画室長 ㈱松坂屋取締役本社総合企画室長 兼関連事業部長 ㈱松坂屋常務取締役本社総合企画 室長兼広報室長兼関連事業部長 ㈱松坂屋取締役社長 ㈱松坂屋取締役社長本社営業本部 長 ㈱松坂屋取締役社長 ㈱松坂屋代表取締役社長執行役員 ㈱松坂屋代表取締役会長執行役員 当社代表取締役会長(予定) ㈱松坂屋代表取締役会長(予定)	75
代表取締役 社 長		茶 村 俊 一	昭和21年1月31日	昭和44年3月 平成10年5月 平成11年5月 平成12年5月 平成14年5月 平成15年5月 平成16年5月 平成16年9月 平成18年3月 平成18年5月 平成18年9月	㈱松坂屋入社 ㈱松坂屋静岡店長 ㈱松坂屋取締役名古屋事業部長兼 名古屋店長 ㈱松坂屋常務取締役名古屋事業部 長兼名古屋店長 ㈱松坂屋専務取締役名古屋事業部 長兼名古屋店長 ㈱松坂屋専務取締役本社営業本部 長 ㈱松坂屋代表取締役専務執行役員 本社経営企画室長 ㈱松坂屋代表取締役専務執行役員 本社経営企画室長兼内務業務改革 室長 ㈱松坂屋代表取締役専務執行役員 本社経営企画室長 ㈱松坂屋代表取締役社長執行役員 (現任) 当社代表取締役社長(予定)	45
代表取締役		小 林 允	昭和18年7月23日	昭和42年3月 平成10年5月 平成11年5月 平成12年9月 平成13年5月 平成15年5月 平成16年5月 平成18年5月 平成18年9月	㈱松坂屋入社 ㈱松坂屋本社秘書室長 ㈱松坂屋取締役本社広報室長兼関 連事業部長 ㈱松坂屋取締役本社管財部長兼関 連事業部長 ㈱松坂屋常務取締役本社管財部長 兼関連事業部長 ㈱松坂屋専務取締役本社管財部長 ㈱松坂屋代表取締役専務執行役員 本社人事部長 ㈱松坂屋代表取締役専務執行役員 業務統括本部長(現任) 当社代表取締役(予定)	37

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
代表取締役		川中英男	昭和17年6月25日	昭和40年4月 株式会社伊勢丹入社 平成4年2月 同社取締役 平成5年7月 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹取締役社長 平成10年7月 オムロン株式会社顧問 平成13年6月 同社執行役員常務 平成15年9月 ㈱松坂屋特別顧問 平成16年5月 ㈱松坂屋取締役専務執行役員本社営業本部長 平成16年9月 ㈱松坂屋取締役専務執行役員営業統括本部長 平成18年5月 ㈱松坂屋代表取締役専務執行役員営業統括本部長(現任) 平成18年9月 当社代表取締役(予定)	17
専務取締役	経営企画室、 広報・IR室、 財務室担当	都島敏明	昭和21年3月23日	昭和43年3月 ㈱松坂屋入社 平成9年5月 ㈱松坂屋本社財務部長代理 平成11年5月 ㈱松坂屋取締役本社財務部長 平成11年9月 ㈱松坂屋取締役本社財務部長兼購買部長 平成15年5月 ㈱松坂屋常務取締役本社財務部長 平成16年5月 ㈱松坂屋取締役常務執行役員本社財務部長 平成18年3月 ㈱松坂屋取締役常務執行役員本社広報・IR室長兼財務政策室、財務経理部担当 平成18年5月 ㈱松坂屋取締役専務執行役員本社経営企画室長兼広報・IR室長 平成18年9月 当社専務取締役経営企画室、広報・IR、財務室担当(予定) ㈱松坂屋取締役(予定)	37
取締役		田近健也	昭和22年1月16日	昭和44年3月 ㈱松坂屋入社 平成13年9月 ㈱松坂屋豊田店長 平成15年5月 ㈱松坂屋取締役名古屋事業部長兼名古屋店長 平成16年5月 ㈱松坂屋取締役 退任 平成16年5月 ㈱松坂屋常務執行役員名古屋事業部長兼名古屋店長 平成16年9月 ㈱松坂屋常務執行役員中部地区本部長兼名古屋店長 平成17年9月 ㈱松坂屋常務執行役員名古屋店長 平成18年5月 ㈱松坂屋取締役常務執行役員名古屋店長(現任) 平成18年9月 当社取締役(予定)	18
取締役		安達進一	昭和21年7月28日	昭和44年3月 ㈱松坂屋入社 平成15年3月 ㈱松坂屋本社関連事業部長代理 平成15年5月 ㈱松坂屋取締役本社関連事業部長 平成16年5月 ㈱松坂屋取締役 退任 平成16年5月 ㈱松坂屋執行役員本社法務・総務部長 平成17年5月 ㈱松坂屋常務執行役員業務本部長 平成18年3月 ㈱松坂屋常務執行役員業務統括本部副本部長 平成18年5月 ㈱松坂屋取締役常務執行役員業務統括本部副本部長 平成18年9月 当社取締役(予定) ㈱松坂屋取締役常務執行役員業務統括本部副本部長兼業務改革推進室長(予定)	17

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役		高山 剛	昭和11年7月30日	昭和35年4月 平成2年6月 平成4年6月 平成6年6月 平成8年6月 平成10年6月 平成16年6月 平成18年5月 平成18年9月	大同製鋼株式会社(現 大同特殊鋼株式会社)入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長(現任) ㈱松坂屋取締役(現任) 当社取締役(予定)	1
常勤監査役		岡崎 曠 敬	昭和19年9月23日	昭和42年3月 平成12年3月 平成15年5月 平成18年9月	㈱松坂屋入社 ㈱松坂屋東京事業部業務統括部長 ㈱松坂屋常勤監査役(現任) 当社常勤監査役(予定)	34
常勤監査役		柴田 和彦	昭和21年9月13日	昭和44年3月 平成11年9月 平成16年5月 平成18年9月	㈱松坂屋入社 ㈱松坂屋名古屋事業部業務統括部長 ㈱松坂屋常勤監査役(現任) 当社常勤監査役(予定)	7
監査役		清水 定彦	昭和5年12月13日	昭和28年4月 昭和59年6月 昭和63年6月 平成3年6月 平成6年6月 平成12年6月 平成13年5月 平成16年6月 平成18年9月	東邦瓦斯株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役社長 同社取締役会長 ㈱松坂屋監査役(現任) 東邦瓦斯株式会社相談役(現任) 当社監査役(予定)	19
監査役		夏目 和良	昭和16年7月7日	昭和40年4月 平成11年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成18年5月 平成18年9月	中部日本放送株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役社長(現任) ㈱松坂屋監査役(現任) 当社監査役(予定)	0
監査役		高野 茂徳	昭和25年3月17日	昭和47年4月 平成10年4月 平成13年4月 平成16年7月 平成17年7月 平成18年4月 平成18年5月 平成18年9月	第一生命保険相互会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員(現任) ㈱松坂屋監査役(現任) 当社監査役(予定)	0
計						307

- (注) 1 取締役のうち、高山剛は、会社法第2条第15号に定める社外取締役である。
2 監査役のうち、清水定彦、夏目和良及び高野茂徳は、会社法第2条第16号に定める社外監査役である。
3 当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、執行役員制度を導入している。
取締役を兼務しない執行役員は、執行役員秘書・法務室長 山川浩司、執行役員財務室長 林俊保の2名である。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

持株会社である当社は、グループの一元的なガバナンスの中心にあって、グループ全体経営において、経営戦略の策定等を通じた監督機能を有し、これに基づきグループ各社が業務を執行するという体制であり、「経営の監督機能と執行機能」を明確に区分している。

当社グループは、経営の効率性、透明性を高めて、株主価値を長期安定的に向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的と考えている。また、株主価値の向上は、お客様の満足と信頼を第一に、公正な企業活動により社会的使命を果たし、地域の人々の信頼と支持を得ることで達成できると考えており、こうした観点からコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

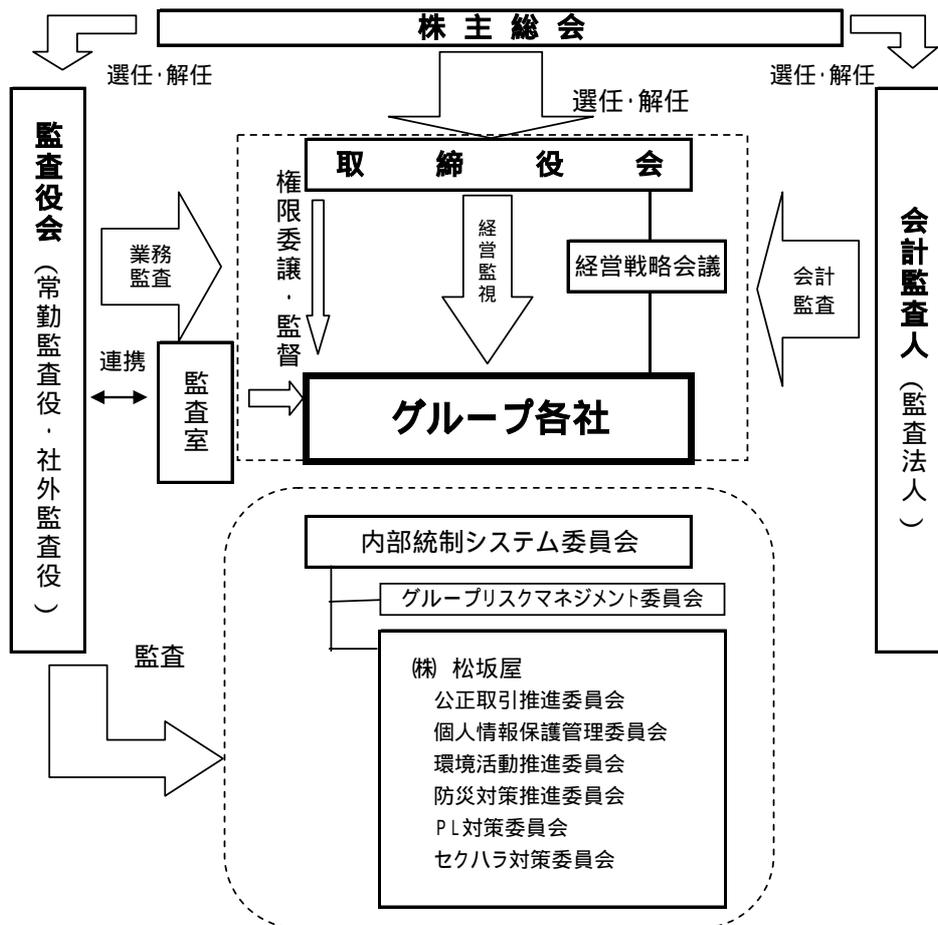
(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関の内容

当社は、監査役会設置会社であり、監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか重要な決裁書類等を閲覧するなど、監査役会で協議した方針に従い、取締役会の意思決定と業務執行の状況について監査を行っている。

有価証券報告書提出日現在の役員体制は、取締役が8名（うち1名が社外取締役）、監査役が5名（うち3名が社外監査役）、執行役員が2名である。なお、取締役及び執行役員の任期は、1年としている。

コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制の仕組み



内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、業務の有効性・効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令・定款等の順守、資産の保全という内部統制の目的を達成するため、内部統制システム構築の基本方針を定めている。また、社長を統括責任者とする「内部統制システム委員会」を設置し、システムの整備状況を監督するとともに、継続的に改善を行い、企業価値の向上を図っている。

内部監査は、社長の直轄機関である監査室(7名)が担当している。監査室は、年間の監査計画に基づき、各部門の業務内容が法令・定款及び社内規程に照らして適正かつ効率的に実施されているかどうかを実地監査し、監査結果を社長及び代表取締役並びに常勤監査役へ報告している。

当社グループにおいては、「グループ会社管理規程」に基づき、「グループ会社業務連絡会」を開催するほか、連結子会社の重要事項の決定にあたり、当社の承認を義務付けるなど、連結子会社の経営管理を行っている。また、社内通報・相談窓口として「松坂屋グループ企業倫理ヘルプライン」を設けて、社員等から通報・相談を速やかに受け付ける体制を整えており、法令違反及び企業倫理に反するおそれのある行為の早期発見と未然防止に努めている。

リスク管理体制の整備については、公正取引、個人情報保護等のリスクカテゴリー毎にリスク管理責任者を定め、それぞれにリスク管理体制を構築するとともに、松坂屋グループ各社の代表者による「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、グループ各社のリスク管理体制を監視、監督することとしている。

内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

平成18年9月1日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号の規定により、業務の適正を確保するための体制の整備について、以下の項目の基本方針を決議する。

- (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備
- (e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備
- (f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (h) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制の整備
- (j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備

社外取締役及び社外監査役の状況

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、特別な人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はない。

(3) 役員報酬の内容

取締役の年間報酬額 当社は新設会社であるため、該当事項はない。

監査役の年間報酬額 当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(4) 監査報酬の内容

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(5) 会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

第5 【経理の状況】

新会社設立のため記載していない。

第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

決算期	2月末日
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
株券の種類	100株券、500株券、1,000株券、10,000株券の4種類。 このほか100株未満の株数を表示した株券
中間配当基準日	8月31日
単元株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店証券代行部
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	1枚につき263円(税込)
株券喪失登録手数料	喪失登録申請 1件につき 9,030円(税込) 喪失登録株券 1枚につき 525円(税込)
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店証券代行部
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
単元未満株式の買増し	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店証券代行部
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、名古屋市において発行する中日新聞に記載する。 なお、電子公告は当会社のホームページに記載してあり、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.matsuzakaya-hd.co.jp/ (予定)

<p>株主に対する特典</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 株主優待カードの発行 2月末日現在 1,000株以上所有の株主に対し、一律に株主優待カードを発行する。 ただし、8月31日現在 1,000株以上所有の新規株主に対しても発行する。 2 株主優待カードによる現金割引販売 本カードの提示により、(株)松坂屋及び(株)横浜松坂屋において、現金お買上げ(特殊商品のお買上げを除く)1口につき7%の割引を行う。 3 株主優待カードによる松坂屋美術館等への入場 本カードの提示により、本人及び同伴者1名が松坂屋美術館及び各店有料文化催事へ無料で入場できる。 4 発行時期及び有効期限 2月末日現在の株主には5月中に、翌年5月31日まで有効の株主優待カードを発行する。 8月31日現在の新規株主には11月中に、翌年5月31日まで有効の株主優待カードを発行する。
-----------------	---

第7 【上場申請会社の参考情報】

該当事項はない。

第二部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

第三部 【特別情報】

該当事項はない。